

## 市 政 報 告

令和 2 年 4 月 30 日  
第 1 回市議会臨時会

令和 2 年第 1 回市議会臨時会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、「美唄市消防署消防士の新型コロナウイルス感染」について申し上げます。

去る令和 2 年 3 月 31 日、北海道岩見沢保健所により、美唄市消防署の消防士 1 名が新型コロナウイルスに感染したことが確認され、同日、管内指定病院に入院しました。翌日、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の報道発表を受けて、市としての記者発表を行いました。

このことに関連して自宅待機を要請した消防士 14 名については、PCR 検査を受けましたが、結果はいずれも陰性でありました。その後は自宅待機による健康観察を経て、そのうち 13 名は 4 月 5 日に職場復帰しており、残る消防士 1 名についても 5 月 2 日に職場復帰の予定となっております。

また、感染し入院した消防士 1 名については、療養経過が良好のため、4 月 17 日に退院し、その後、自宅待機による健康観察を経て、5 月 3 日に職場復帰の予定であります。

次に、「新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応」について申し上げます。

本市といたしましては、市民の皆様の健康と暮らしを守るため、本年 2 月 25 日に、「美唄市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するとともに、4 月 7 日の政府による「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」を受け、市対策本部を同措置法に基づく対策本部へと移行いたしました。

市対策本部では、新型コロナウイルス感染症対策の国の基本的対処方針や道の緊急事態措置などを踏まえ、「美唄市新型コロナウイルス感染症対策の対応方針」を策定し、市内の行事や会議の延期・中止の考え方を示すとともに、市の公共施設の休館や利用制限などを実施してまいりました。

また、この対応方針につきましては、適時、その内容を見直し、テレビのデータ放送、市ホームページや市広報紙による啓発、町内会を通じたチラシ配布などを通して、市民の皆様にお知らせするとともに、4月10日からは美唄市保健センターに相談専用ダイヤルを設置し、市民の皆様からの相談に対応してきたところであります。

市の対策に要する補正予算といたしましては、はじめに、令和2年4月3日付けで、市内飲食店組合等とびばい商品券運営協議会が自主的に取り組む「プレミアム付飲食券及び感染症対策事業」に対する助成について、次に、令和2年4月17日付けで、市が取り組む「中小企業者等の資金の融資を円滑化するため新設した新型コロナウイルス対策資金」の利子及び保証料を全額補給する経費について、それぞれ専決処分をさせていただいたところであります。

また、本臨時会におきましては、令和2年4月20日付けで閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく、国及び北海道の関連事業のほか、市独自の事業を提案するものであります。

今後とも、先の見通しが難しく厳しい状況が続くことが予想されますが、緊急事態宣言が全国に広がった今、全ての自治体が新型コロナウイルス感染症対策の最前線に立ちっており、自治体職員の底力が問われています。

市といたしましては、市民の皆様の命と暮らしを守り、地域社会を維持する責任をしっかりと果たしていくため、職員が一丸となって、市民の皆様とともに、この難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

次に、「公文書の公開決定等を求める請求事件の取下げ」について申し上げます。

本市を被告とした公文書の公開決定等を求める請求事件につきましては、本市が依頼する代理人弁護士を通じて、原告側と協議を進めてまいりましたが、令和2年4月8日付けで、原告から札幌地方裁判所に対し、訴えの全部を取下げの通知がなされました。

このことを受け、市といたしましては、代理人弁護士を通じて、訴えの取下げの同意書を提出し、本件訴訟は、令和2年4月14日をもって終結いたしました。

以上、申し上げます報告を終わります。